

令和5年1月5日
関東運輸局
自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間を再延長します

～埼玉県道中津川三峰口停車場線の土砂崩れの影響を受けて～

埼玉県道中津川三峰口停車場線の土砂崩れによる通行止めに伴い、秩父市中津川に使用の本拠を有する車両の自動車検査証の有効期間を延長しているところですが、同地域の車両は現在も同地区から移動できず、継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を再延長することとしましたのでお知らせします。

1. 道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで埼玉運輸支局において公示しましたのでお知らせします。

○対象となる自動車

埼玉県秩父市中津川に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年10月5日から中津川地区外との交通が可能となった日の2週間後の日までのもの

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。)

有効期間の満了する日	令和4年10月5日
------------	-----------



○措置内容

自動車検査証の有効期間を中津川地区外との交通が可能となった日の2週間後の日の翌日まで延長

○継続検査の手続き

対象車両については中津川地区外との交通が可能となった日から2週間後の日の翌日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続が中津川地区外との交通が可能となった日の2週間後の日の翌日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

<お問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課 鈴木、大久保 TEL:045-211-7255 (直通) FAX:045-201-8813

[配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、物流専門紙、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 埼玉県道中津川三峰口停車場線の土砂崩れによる通行止めに伴い、秩父市中津川に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年10月5日から令和5年1月5日までの自動車については、令和5年1月6日まで自動車検査証の有効期間を再伸長。
- 埼玉県道中津川三峰口停車場線の土砂崩れによる通行止めに伴い、秩父市中津川に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年10月5日から12月5日までの自動車については、令和4年12月6日まで自動車検査証の有効期間を再伸長。
- 埼玉県道中津川三峰口停車場線の土砂崩れによる通行止めに伴い、秩父市中津川に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年10月5日から11月5日までの自動車については、令和4年11月6日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和4台風第15号による被害を受けて、静岡県静岡市葵区（有東木、梅ヶ島、大原、大間、富沢、渡、中平、入島、平野、水見色、横山）、静岡市清水区（大平、葛沢）、島田市川根町家山、榛原郡川根本町壺町河内に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年9月23日から10月2日までの自動車については、令和4年10月3日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和4年9月の大雨による被害を受けて、静岡県浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年9月2日から9月4日までの自動車については、令和4年9月5日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和4年8月の大雨による被害を受けて、福井県敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町、南越前町に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年8月5日から8月14日までの自動車については、令和4年8月15日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

(参考3) 埼玉運輸支局長の公示

(参考3)

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和4年10月5日から中津川地区外との交通が可能となった日の2週間後の日までのものは、中津川地区外との交通が可能となった日の2週間後の日の翌日をもって満了するものとする。

記

1. 熊谷自動車検査登録事務所管轄
秩父市中津川

令和5年1月5日

関東運輸局 埼玉運輸支局長